

【基本部分】※生活援助

<1回単位での利用料>

令和6年6月1日現在

サービス名称	サービス内容	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
訪問型独自サービス/ 221	標準的な内容の訪問型 サービスである場合	2,939 円/回	294円	588円	882円

<月単位での利用料>

サービス名称	サービス内容	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)	利用者負担(3割)
訪問型独自サービス/ 211	週1回程度で 4回を超える場合	12,077 円/月	1,208円	2,416円	3,624円
訪問型独自サービス/ 212	週2回程度で 8回を超える場合	24,133 円/月	2,414円	4,827円	7,240円
訪問型独自サービス/ 213	週3回程度で 12回を超える場合	38,299 円/月	3,830円	7,660円	11,490円

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本料金	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規契約を行った方、または前回サービス から2ヶ月以上の期間があいた方	2,210円	221円	442円	663円
生活機能向上連携加算Ⅰ		1,105円	111円	221円	332円
生活機能向上連携加算Ⅱ		2,210円	221円	442円	663円
介護職員処遇改善加算Ⅲ	介護職員の処遇改善に関して、一定の改 善基準を超えた場合	18.2%			

「利用者負担金」原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割から3割の額です。ただし、介護保険支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。